

福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱

この要綱は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定第4条第2項に基づき、福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）の組織及び運営に必要な事項について定めるものとする。

第一 構成

技術検討会の構成員は、別表に掲げる機関の長が指名した職員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術検討会は次の事項について協議するものとする。

(1) 事前了解に係る技術的事項に関すること。

(2) 事前了解に係るその他安全確保等のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術検討会において必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

第四 議長

1. 技術検討会に議長を置く。
2. 議長は、福島県危機管理部原子力安全対策課長をもって充てる。
3. 議長は、技術検討会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、技術検討会にオブザーバーを招集できるものとする。
5. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 技術検討会の開催

技術検討会は、必要に応じて開催する。

第六 説明等

東京電力ホールディングス株式会社は、技術検討会において、上記第二に掲げる事項の説明を行うとともに関連資料を提出するものとする。

第七 報告等

技術検討会は、協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第八 補則

1. 技術検討会の事務は、福島県危機管理部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

別表 技術検討会

区 分	機 関 名
甲	福島県危機管理部
	福島県環境創造センター
乙	檜葉町
	富岡町
	大熊町
	双葉町